

## 汚水排水量の減量認定に関する取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、豊中市下水道条例(昭和39年豊中市条例第17号。以下「条例」という。)第15条第3項に規定する排除した汚水の量の認定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(減量認定)

**第2条** 水道水と水道水以外の井戸水、工業用水、その他の水を併せた使用水量の給水総量(以下「給水量」という。)と公共下水道へ排除される汚水排水量(以下「排除汚水量」という。)が著しく異なる場合は、公共下水道へ排除されない水量の認定(以下「減量認定」という。)を行う。

(減量認定の対象)

**第3条** 豊中市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、次の各号に掲げる場合に減量認定をすることができる。

- (1) クーリングタワー(冷却塔)及びボイラーの蒸散によるもの
- (2) 製氷及び製品に含まれるもの
- (3) 散水の使用によるもの
- (4) 排除汚水の流量計(以下「排水流量計」という。)の計測によるもの
- (5) その他管理者が特に必要と認めるもの

(減量認定の基準)

**第4条** 減量認定の対象となる基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) クーリングタワーに係る減量認定 クーリングタワーで、発生する冷却水の蒸発及び飛散の率は補給水量の70%とする。なお、補給水量は給水計量器にて計量を行い、公共下水道に排除しない水量(以下「減量水量」という。)が給水量の10%以上で恒常的であると管理者が認めた場合に、減量認定を行う。
  - (2) ボイラーに係る減量認定 ボイラーからの蒸発水については、発生する蒸発水に係る減量率の根拠となるブロー量説明資料及び機器使用書等から管理者が決定する減量率をもって、減量認定を行う。なお、補給水量は給水計量器にて計量を行い、減量水量が給水量の10%以上で恒常的であると管理者が認めた場合に限る。
  - (3) 製氷及び製品に含まれるものに係る減量認定 製品に含まれる水量については、給水量が月平均50立方メートル以上であれば、給水計量器にて計量された水量をもって、減量認定を行う。
  - (4) 散水に係る減量認定 散水による使用水量は、給水計量器により計量された水量をもって、減量認定を行う。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、排水流量計を設置している場合は、給水計量

器にて計量された給水量が、月平均500立方メートル以上、かつ、減量水量が給水量の10%以上で、恒常的であると管理者が認めた場合に、減量認定を行う。

3 減量認定の対象は、第1項各号において、使用水量が公共下水道に流入しないことが確認できる場合に限る。

(排水流量計の計量による減量認定の要件)

**第5条** 排水流量計の計量による減量認定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受けることができない。

- (1) 対象敷地内の排水が雨水・汚水に分離されていない場合
- (2) 排水設備の汚水排水が漏水している場合
- (3) 排水流量計が立ち入り調査可能な場所に設置されていない場合
- (4) 排水流量計が排水設備の柵内に設置されていない場合

(給水計量器及び排水流量計)

**第6条** 第4条に定める給水計量器は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水道メーター 豊中市上下水道局が貸与し計量しているメーター
- (2) 私設メーター 豊中市上下水道局に設置の届出をし、計量法(平成4年法律第51号)に基づき管理しているメーター
- (3) その他のメーター 工業用水など公的機関が計量法に基づき管理を行い、計量しているメーター

2 第4条第2項に定める排水流量計は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 計量法第2条第4項に定める特定計量器であること。
- (2) 排水流量計の製造業者は、計量法第40条に定める事業の届出を行った、製造業者であること。
- (3) 排水流量計の流量精度は±3%以内であり、製造業者の出荷時証明があること。
- (4) 排水流量計に、計量機器の取替時期が明記されており、その使用期限内に使用するものであること。

3 減量認定に必要な給水計量器及び排水流量計は、給水事業者が設置する以外は減量認定申込者の負担において設置するものとする。

(減量認定の申込み)

**第7条** 減量認定の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、汚水排水量減量認定(新規・変更)申込書(様式第1号)及び汚水排水器種申告書(様式第2号)に、次に掲げる必要な書類を添付して管理者に申し込みし、承認を受けなければならない。

- (1) 対象事業所箇所図(千分の一程度でA4版)
- (2) 給水計量器の位置を明記した敷地内給水配管図

- (3) 給水計量器付近と給水計量器を撮影した写真
- (4) 給水から排水までのフローチャート図
- (5) 使用水が製品となる減量認定の場合は、その工程図及び過去1年間の製造高を明らかにした書類
- (6) ボイラーを使用する場合は、第4条第1項第2号に定める説明資料等
- (7) その他、管理者が申込みに必要と判断した資料

2 申込者が、排水流量計によって減量認定を受けようとする場合は、前項で定める申込書及び必要な添付書類に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公共汚水桝及び排水流量計の位置を明記した敷地内排水設備図（汚水系統は赤色、雨水系統は青色、既施設は破線、今回改修等は実線表示）
- (2) 排水流量計及び制御盤と付近を撮影した写真
- (3) 排水流量計の機器図及び計測方法フロー図
- (4) 流量計算の手法と計算例
- (5) 排水流量計管理点検報告書作成例  
（認定通知）

**第8条** 管理者は、前条第1項及び第2項に定める申込みによって減量認定を承認したときは、汚水排水量減量認定通知書（様式第3号）により、申込者に通知しなければならない。

（減量認定の変更）

**第9条** 前条の規定により認定通知を受けたものが、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、事実発生の日から30日以内に、当該各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名若しくは住所又は法人にあっては、名称、代表者の氏名等を変更しようとするとき 汚水排水量減量認定（新規・変更）申込書（様式第1号）
- (2) 給水計量器及び排水流量計を取り替えたとき 汚水排水器種申告書（様式第2号）

2 前項各号の規定に関わらず、管理者が特に必要と認めた場合は、変更に関する関係書類を提出させることができる。

（申告書の提出）

**第10条** 条例第15条第3項第4号に定める申告書は、汚水排水量認定申告書（様式第4号）とする。

（減量認定の更新）

**第11条** 第3条各号に定める対象ごとの減量認定の期間は、次に掲げるとおりとする。なお、第12条に定める取り消しとなった場合は、取り消しとなった日までの期間とする。

- (1) 第3条第1号については、該当する設備の撤去又は取り替えを行う日まで

とする。

- (2) 第3条第2号については、毎年3月末日とする。
- (3) 第3条第3号については、減量認定の廃止の日までとする。
- (4) 第3条第4号については、第6条第2項第4号に定める計量機器の取替期間までとする。ただし、その期間が製造された日から10年を超える場合は、製造された日から10年とする。
- (5) 第3条第5号については、管理者が別に定める。

2 前項各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める場合はこの限りでない。

3 第1項に定める認定期間が終了した場合に、新たに減量認定を受ける場合は、第7条に定める申し込みをしなければならない。ただし、第1項第2号に定める対象については、認定期間が満了となる翌年度の4月末までに、前年度1年間の製造高を記載した書類のみを管理者に提出することにより、引き続き減量認定を受けることができる。

(減量認定の取消し)

**第12条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、減量認定の取り消しをすることができる。

- (1) 第4条第1項又は第2項の基準を満たさなくなったとき。
- (2) 第5条に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第6条第1項及び第2項に定める基準に該当しなくなったとき。
- (4) 第10条に定める申告書及び前条第3項ただし書に定める書類を提出しないとき。
- (5) 虚偽の申請、その他不正な方法により減量認定の決定を受けたとき。
- (6) その他管理者が特に必要と認めるとき。

(減量認定の廃止)

**第13条** 認定を受けたものが減量認定を廃止するときは、廃止する予定の日前30日以内に汚水排出量減量認定廃止届書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(現地調査)

**第14条** 管理者は、適正な運用を期するため、当該申込み、認定及び取り消しに関し必要な現地調査を行い、又は必要な書類等の提出を求めることができる。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に減量認定を受けているもので、実施後も引き続き減量認定をうけるものは、この要綱に基づく申込みがあったものとみなす。